

平成29年度第2回高梁市総合教育会議次第

日 時：平成29年11月15日(水)10:00～
場 所：高梁市役所3階大会議室2、3

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議 題

(1) 神原スポーツ公園改修整備事業について (P. 2)

(2) 成羽複合施設の現状について (P. 5)

(3) 一貫教育について (P. 6)

(4) 高梁市立学校再編推進審議会の報告について (P. 12)

4 そ の 他

5 閉 会

総合教育会議 出席者名簿

役 職	氏 名
市 長	近 藤 隆 則
教 育 長	小 田 幸 伸
教 育 委 員	吉 川 昭
教 育 委 員	山 内 廣 子
教 育 委 員	和 久 野 慶 子

<事務局>

職 名	氏 名
教育次長	宮本 健二
政策監	前野 洋行
健康福祉部長	堀 節夫
参与	田村 啓介
総合戦略課長	西本 隆之
こども未来課長	赤木 憲章
教育総務課長	大福 克志
学校教育課長	張谷 孝文
社会教育課長	渡辺 丈夫
スポーツ振興課長	川上 啓二
文化センター所長	山崎 一広
教育総務課課長補佐	西川 優子

(1) 神原スポーツ公園改修整備事業について

1. 整備の概要

傷みが激しい多目的グラウンドの天然芝の張替えと散水設備の更新を行うとともに、広域的なスポーツ交流拠点施設として有料試合等規模の大きい大会が開催できるよう、観客席とクラブハウスを整備する。

- (1) 天然芝 約 8,000 m²
- (2) 観客席 鉄筋コンクリート造、1,002 席、延面積 681 m²
- (3) クラブハウス 鉄骨造 2階建、延床面積約 450 m²

2. 整備の年度

平成 27 年度～平成 29 年度

※平成 30 年 2 月末完成を目指す。

3. 整備の主な内容等

(1) 平成 27 年度

- 改修整備測量 ○地質調査 ○観客席設計
- 防球ネット等撤去工事 ○進入路水路等整備工事 55,699 千円

(2) 平成 28 年度

- 天然芝張替等整備工事 ○観客席整備工事
- 駐車場整備工事 ○クラブハウス倉庫設計 270,916 千円

(3) 平成 29 年度

- クラブハウス倉庫整備工事 ○進入路駐車場舗装工事 260,100 千円

計 586,715 千円

※設計委託料と工事費の額

※繰越明許費含む額

4. 財源内訳

(単位:千円)

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計
項目	年度	年度	年度	年度	計
事業費 (※設計委託料と工事費の額)		55,699	270,916	260,100	586,715
財源内訳	助成金 (スポーツ振興くじ、JFA)	—	30,000 (スポーツ振興くじ)	15,000 (JFA)	45,000
	開発事業基金繰入金	—	—	10,000	10,000
	過疎対策事業債	51,000	240,900	235,100	527,000
	一般財源	4,699	16	—	4,715
	計	55,699	270,916	260,100	586,715

＜平成 29 年 11 月 6 日現在＞
＜工事中の写真＞



(2) 成羽複合施設の現状について

1. 平成28年11月24日 議会全員協議会

「成羽複合施設(仮称)の基本的な考え方について」の説明
(経緯)

行財政改革に掲げる「効率的な行政サービスの提供」、都市ビジョンで分散している公共施設の「再編整備」の方針、公共施設、機械設備の老朽化、耐震性の課題を踏まえ、成羽地域の中心部の公共施設の今後のあり方について検討を行ってきた。成羽出身の伊藤謙介氏から「地域の人に喜ばれる施設（文化ホール）を建設し地域に貢献したい」との申出があり、公共施設の再編整備と併せて検討することとした。

(現状)

- ・成羽地域局
木造平屋、S33 建築～58年経過、施設・設備の老朽化、耐震性無し
- ・成羽文化センター（公民館、図書館）
RC造3F、S41 建築～50年経過、施設・設備の老朽化、耐震性劣る
図書館2F、3Fはアスベストで使休止
- ・成羽総合福祉センター（高梁市社会福祉協議会の所有施設）
RC造2F、S59 建築～32年経過、雨漏り、空調設備の不調

(構想)

- ・地域局、公民館、図書館などの機能を集約した複合化の整備を進める
- ・多目的に利用できるスペースや文化ホールとしての機能を併設
- ・成羽総合福祉センターを含む候補地
- ・延床面積2,000m²程度 建築費約11億円、全体事業費約15億円

(スケジュール)

- ・平成28年度 基本設計
- ・平成29年度 実施設計
- ・平成30年度 建築工事
- ・平成31年度 施設オープン

2. 関連予算の議会可決

- ・平成28年度12月補正 23,720千円（基本設計、土質調査）
全額繰越
- ・平成29年度 当初 106,063千円（実施設計、解体設計・工事・監理）
- ・平成29年度9月補正 12,743千円（用地費、補償費・算定委託）

3. 住民説明等

- ・平成29年1月12日 まちづくり協議会での説明
構成団体から意見聴取～2/16取りまとめ
- ・平成29年5月25日 まちづくり協議会での説明
- ・平成29年5月27日 ワークショッピング開催
- ・平成29年6月20日 まちづくり協議会（役員会）での説明

4. 基本設計

- ・平成29年2月14日 基本設計委託
瀬黒川建築設計事務所高梁支店 14,364千円
設計調整に期間を要し委託期間延長～11月末完了予定
完了後実施設計発注

(3) 一貫教育について

就学前から高校教育までの一貫カリキュラムの作成について

校園長会の協力を得て、11月中旬までに検討

↓

各学校・園の平成30年度教育課程作成の際に一貫カリキュラムの内容を位置づける。

一貫教育（ふるさと学習）

1 郷土の偉人の道徳教材化

(1) 目的

- ・「山田方谷」などの郷土の偉人から生き方を学ぶため。

(2) 製作内容

- ・授業準備サポートーと吉備国際大学とが連携し、道徳の読み物資料、指導案、板書計画、ワークシートなど作成している。
- ・対象は、小学校下学年、小学校上學年とし、2種類準備している。

(3) 使用方法

- ・WaWaSchool のネットフォルダに掲載、高梁市内の教職員が誰でも使用できる。

(4) 今後の予定

- ・山田方谷に続き、児島虎次郎、江草安彦など各地域の郷土の偉人についてもネットフォルダに掲載予定。

2 山田方谷のアニメ DVD の制作

(1) 事業の概要

- ・市内の中学校で「山田方谷」の功績や生き方をアニメで学習することにより、次代を担う子どもたちの郷土を愛する心を育み、大志を抱き未来を拓く人づくりにつなげることを目的とする。併せて県内外の観光施設にも配付しPRに活用する。

(2) 期待される成果

- ・小、中学校における郷土の偉人の学習において、アニメを活用して学習することで、「山田方谷」の功績や考え方より浸透する効果が期待できるため、社会科、道徳、総合的な学習の時間の教材として広く活用する。

(3) 委託先 (株) 備中高梁まちづくり研究所

(4) 委託期間 契約締結～平成30年2月28日

(5) アニメ時間 15分

(6) 予算 約300万円

支援を要する子どもへの手当てについて

高梁市発達障害児の状況

こども未来課

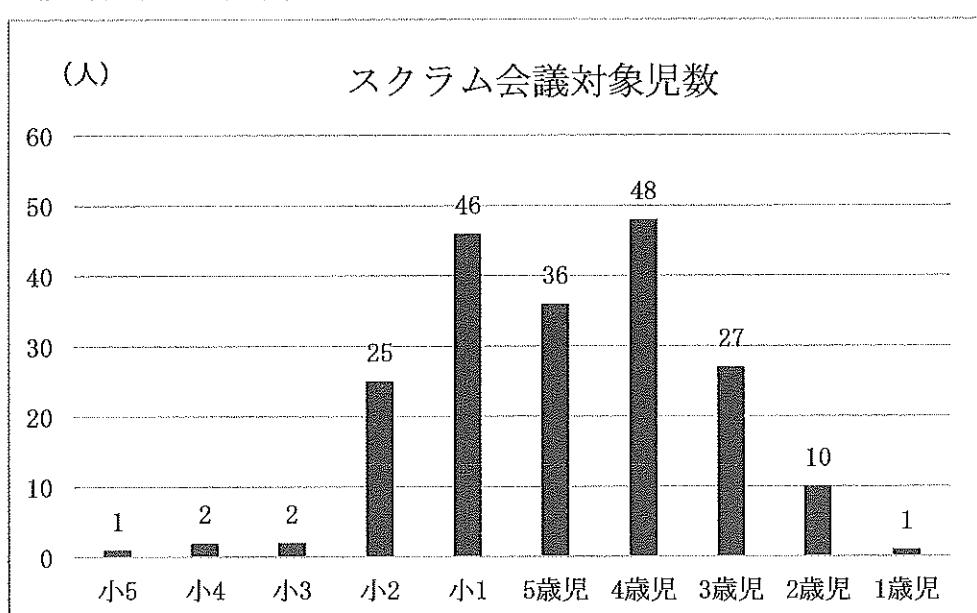
① 「発達障害」の定義（発達障害者支援法より）

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

* 脳機能の障害は先天的であって、その原因は不明。

② スクラム会議対象児数（医師診断あり、保護者同意あり）

	対象児数
小5	1
小4	2
小3	2
小2	25
小1	46
5歳児	36
4歳児	48
3歳児	27
2歳児	10
1歳児	1
合計	198
	198



平成29年10月現在（こども未来課調べ）

(注) 医師診断により何らかの診断名がついている児童。その中から保護者が同意し療育指導を開始した対象児である。なお、スクラム会議に地区担当保健師が参加している実数。

(地区担当保健師がこども未来課に報告をした集計による)

(注) 診断をうけても療育指導につながらないケースも少数（1割弱程度）あり。

スクラム会議とは

1) 支援を要する児の成長を、保護者、健康づくり課、所属園（幼稚園、保育園、こども園）、小学校、こども未来課、療育機関、行政機関など子どもを取り巻く大人がスクラムを組んで連携して支援する高梁市独自の仕組み

* 期待される効果

- 1) 保護者と支援者が支援方針を共有できることにより、保護者が生涯にわたる理解者となる。
- 2) 二次障害（非行やひきこもり等）を予防し就労支援につなぐことができる。

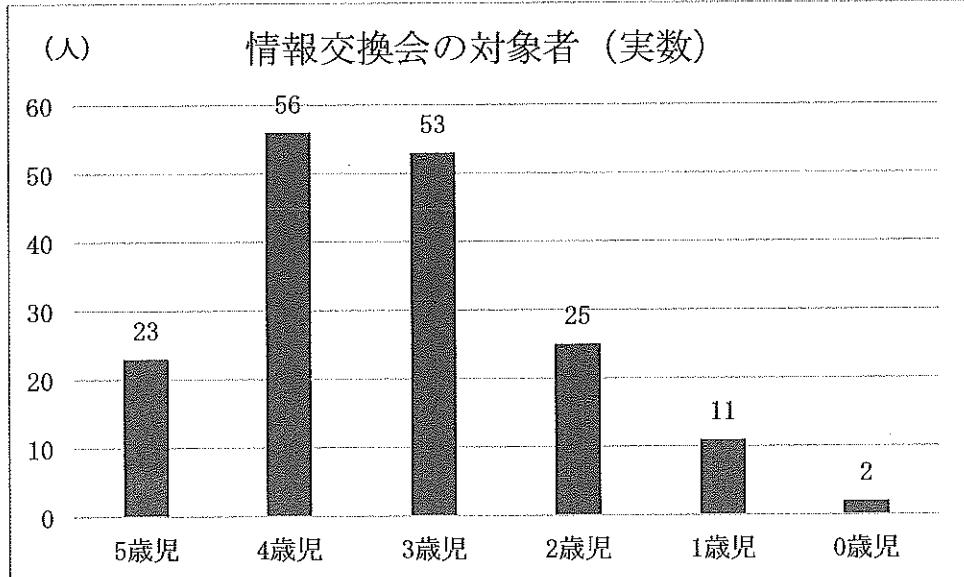
* 参考（スクラム会議実施までの通常の流れ）

項目	内 容
① 子どもの困り感をキャッチ	1) 乳幼児健診でのスクリーニング（保健師） 2) 保育現場からの相談（幼稚園、こども園、保育園） 3) 保護者からの相談
② 診断の場所	・専門医の診察 1) 子どものこころと体の総合相談（備北保健所：年12回） 2) 高梁市発達相談総合健診（健康づくり課：年4回） 3) 専門医療機関
③ 療育機関の見学	・保健師が保護者と同伴見学する。（つむぎ高梁、くるーる）
④ 療育利用開始	・専門家の提案により、定期的な療育
⑤ スクラム会議 (定期的・継続的)	・保護者を交えた関係機関相互の情報共有、支援方針の共有
⑥ 不安や困り感の少ない集団生活	・理解者の多い集団生活、家庭生活
⑦ 小学校入学	・スムーズな就学に向けて支援が広がる 就学相談、学校見学など

③ 情報交換会の対象児数（医師診断なし、保護者同意なし）

情報交換会の対象者

年齢	対象者 (実数)
5歳児	23
4歳児	56
3歳児	53
2歳児	25
1歳児	11
0歳児	2
合 計	170



平成29年6月実施（こども未来課調べ）

情報交換会とは

- 1) 支援を要する児であるが、保護者の同意が得られていないケース
- 2) 市内全19園（保育園、幼稚園、こども園）対象に年2回開催
- 3) 支援を要する児について関係機関（各園、健康づくり課、学校教育課、こども未来課、備北保健所、相談機関など）で支援方針の共有と情報共有

④ 全体の中の割合

1) スクラム会議

発達障害児（医師診断名あり）の割合

就学前の子ども数（0～5歳児） (平成29年9月末)	スクラム会議対象者実数 (平成29年度)	割合 (%)
1,052人	122人	11.6%

2) 情報交換会

保育者や保健師が支援を要すると感じる児（要支援児）の割合

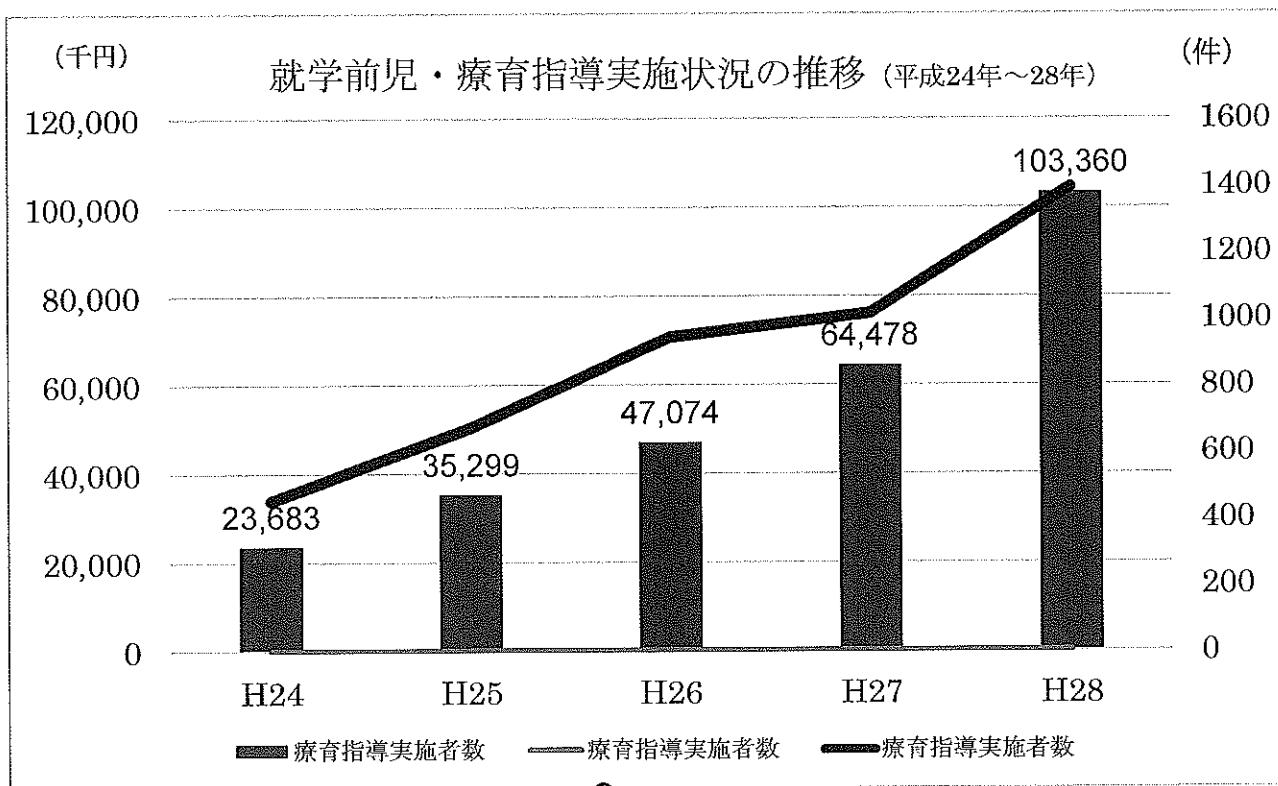
市内19園在籍児：保育園、幼稚園、 こども園 (平成29年10月末)	情報交換会対象児 (平成29年6月実施)	割合 (%)
752人	170人	22.6%

⑤ 療育指導の状況（福祉課情報提供による）

療育指導の推移（就学前・就学後別）

年齢	就学前児		就学後児童		サービス利用総額 (千円)
	療育利用実人数	利用延件数	療育利用実人数	利用延件数	
H24	64	453	49	200	23,683
H25	98	672	25	224	35,299
H26	110	944	36	273	47,074
H27	132	1015	55	433	64,478
H28	174	1394	88	857	103,360

* サービス利用総額：児童発達支援（未就学児の療育指導）+放課後ディ サービス（小学生以上の療育指導）



⑥ 発達障害児支援における今後の取組み

○課題

- 1) 保育者や保健師が支援を必要と感じている子どもをスクラム会議へいかにつないでいくのか。
- 2) 保育者への支援
- 3) 専門職の人材確保

○取組

- 1) 保護者との「合意形成」に向けた支援者の助言や相談の継続
- 2) 就学前アドバイザーや療育機関・関係者の連携による保育者支援（スキルアップ）
- 3) 奨学金制度や待遇改善等による人材確保

就学前指導係の取り組みと今後に向けて

学校教育課

【取り組み】

・園の実態把握

計画訪問、要請訪問、園内研修等で各園を訪問した際に、園児の実態を確認するとともに、保育者への指導・助言や相談等を実施

・スクラム会議への参加

スクラム会議に参加し、保護者を交えた情報共有・支援方針の共有を図っている。特に就学前の5歳児のスクラム会議には、必ず参加するよう職員の体制を整えており、就学に向けての保護者の不安解消、園児への配慮、小学校へのスムーズな接続ができるよう様々な関係機関をつなぐコーディネーター役を担っている。

また、就学指導を必要とする園児に対して、教育支援委員会に向けての相談等を実施している。就園前（2歳児）のスクラム会議にも参加し、保護者の入園後の不安解消を図っている。

・情報交換会への参加

年2回、各園で開催される情報交換会に参加し情報共有・支援方針の共有を図っている。

・研修会の開催

各園に配置されている特別支援コーディネーター及び特別支援教育支援員（8人）を対象に研修会をそれぞれ年1回開催。コーディネーターの役割や支援の具体的な方法等の研修を実施している。

【今後に向けて】

- ・各園において、特別な支援を必要とする園児が増加傾向にあるが、正規保育者を含め特別支援教育支援員の人数が不足している現状である。
その中で園児への対応を行っていく必要があり、保育者のスキルアップが必要不可欠である。多くの保育者が参加できるよう研修機会の提供を行っていく。
- ・就学後も継続的な特別支援教育を続けていくためにも、就学前においても教育支援計画を作成してもらえるよう周知を図る。
- ・園においては、兼務園長と教諭と保育サポーターで保育を実施している園もあり、その中で保育を悩みながら行っている実態も見受けられ、相談も多い状況である。相談や支援がよりできやすい体制を整えるとともに、相談内容により関係機関と連携を図っていく。また適切なアドバイスができるよう就学前教育アドバイザーの研修も実施していく。

(4) 高梁市立学校再編推進審議会の報告について

1. 審議会進捗状況

第1回 5月11日 市内小中学校の現状把握

第2回 6月29日 小規模校のメリット・デメリットの検討、学校再編の経緯の確認、小中学校長からの小規模校に関する意見の聴取

第3回 7月26日 質問2 教育目標を達成するための教育施策のあり方について協議 市内学校・教育委員会の取組、地域との連携、学校の制度の把握、検討

第4回 8月29日 質問1 教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方について協議

第5回 9月28日 質問1 教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方について協議、小中学校の再編案及び通学方法の検討

第6回 11月9日 中間とりまとめの協議

11月13日 市長への中間報告

11月24日 議会全員協議会で議会へ報告（予定）

2. 中間とりまとめ（答申案）

別添のとおり

3. 今後のスケジュール（予定）

第7回～第13回 1月 各中学校区での意見聴取

第14回 2月 答申案修正取りまとめ

第15回 3月 市長へ答申

高梁市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会との教育行政施策の方針を共有し、連携の強化を図るため、高梁市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき事項を示して総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第4条 市長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(公開)

第5条 総合教育会議は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって総合教育会議で非公開と決定した場合は、この限りではない。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について、協議及び調整を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(庶務)

第7条 総合教育会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議で定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月24日から施行する。